

# 自費介護サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「お客様」とします。）と YKB 株式会社（以下、「YKB」とします。）は、YKB がお客様に対して行われる介護保険適応外サービス（以下、「自費介護サービス」とします。）について、以下のとおり契約（以下、「本契約」とします。）を締結します。

## （契約の目的）

第 1 条 YKB は、お客様に対して自費介護サービスを提供し、お客様は YKB に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## （契約期間等）

第 2 条 この契約の期間は、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から、第 9 条の規定により契約が解除、又は、終了されるまでとします。

## （自費介護サービスの内容）

第 3 条 YKB が、お客様に対して行う自費介護サービスにおいて、提供できるサービスは次のとおりです。

- ① 身体介助  
食事介助、入浴介助、排泄介助、服薬介助など
- ② 付き添い介助  
散歩、行楽、観劇、映画鑑賞、冠婚葬祭、墓参りなど、外出される際の付き添い介助
- ③ 買い物代行
- ④ 通院付き添い  
公共交通機関を使用し、通院の付き添いや薬の受け取りなど
- ⑤ 入退院支援  
入退院時の準備や付き添い、入院中の見守りなど
- ⑥ 家事支援  
調理、後片付け、掃除、洗濯、布団干し、ペットのお世話、庭のお手入れなど
- ⑦ 見守り支援  
ご自宅に伺いご様子確認や見守りなど

2 YKB は、お客様のために、医療行為は行わないものとします。

## （自費介護サービスの提供方法）

第 4 条 YKB が提供する自費介護サービスの内容・利用回数・利用料については、別紙の自費介護サービス票に記載します。

- 2 お客様は、事前の申し出により、自費介護サービスの内容を変更することができます。
- 3 YKB は、訪問介護員が行うサービス提供毎にお客様の確認を受けることとします。

4 YKB は、お客様からサービスの変更の申し出があった場合、新たに自費介護サービス票を作成し、お客様等へ説明の上、同意を受けることとします。

(訪問介護員)

第5条 YKB は、介護福祉士、又は、介護職員初任者研修を修了した者の中から選任し、自費介護サービス事業に従事させます。

2 お客様は、YKB に対していつでも訪問介護員の変更を申し出ることができます。この場合、YKB は出来る限りお客様の意向を尊重するようにします。

(サービス利用料金)

第6条 お客様は第3条、及び、第4条に定めるサービスについて、別紙の自費介護サービス票に記載されたサービス内容、時間、休日等の定めに従い、サービス利用料金を YKB に支払うものとします。

2 お客様はサービス実施のために必要な水道・ガス・電気等の費用、及び、サービス実施中の交通費（通院、買い物などの際、公共交通機関を使用した場合）を負担します。

3 サービス利用料金は1か月毎に計算し、翌月15日までに請求書を発行します。お客様はこれを所定の期日までに支払うものとします。

4 YKB は、お客様から利用料の支払いを受けたとき、領収書を発行します。

(利用の中止、変更)

第7条 お客様は、利用期日前に自費介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービス実施日の前日午後6時までに YKB に申し出るものとします。

2 お客様が前日の午後6時以降に利用の中止を申し出た場合は、所定のキャンセル料を YKB に支払っていただきます。

3 YKB は、お客様からのサービス利用の変更等の申し出があった場合、可能な限り、その変更を受け入れるように努めます。

(利用料金の変更)

第8条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、YKB はお客様に対して変更を行う日の1か月前までに文書で通知することにより、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 お客様が利用料金の変更について意思表示が無く、変更期日を経過した場合は、お客様が同意したものとみなします。

3 お客様は、第1項に定めるサービス利用料金の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第9条 次のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。

- ① お客様が亡くなられた場合
- ② お客様が本契約第10条に基づき、本契約を中途解約した場合

- ③ お客様が本契約第 11 条に基づき、本契約を解除した場合
- ④ YKB が本契約第 12 条に基づき、本契約を解除した場合

(お客様による中途解約)

第 10 条 お客様は、本契約の有効期間中、契約解除を希望する日の 7 日前までに YKB が指定する書面により、本契約を解除することができます。但し、お客様の急変、急な入院などの止むを得ない事情のある場合は、契約解除を希望する日の 7 日以内であっても、この契約を解除することができます。

(お客様からの契約解除)

第 11 条 お客様は、次に掲げる事由が客観的に存在すると認められる場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- ① YKB が、お客様、又は、そのご家族様に対し、不法行為を行った場合
- ② YKB が、本契約に著しく違反し、お客様に対して重大な損害を発生させた場合
- ③ YKB が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
- ④ YKB が、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立、又は、会社更生手続開始の申立をし、又は、申立を受けた場合
- ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(YKB からの契約解除)

第 12 条 YKB は、お客様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。なお、原則として YKB は、お客様、及び、そのご家族様と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。

- ① 契約時に必要な書類に虚偽の記載をし、又は、故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により、YKB との信頼関係に支障をきたした場合
- ② お客様が支払うべきサービス利用料の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた督促にも関わらず、これが支払われない場合
- ③ お客様、又は、そのご家族様が、法令、又は、本契約の条項に違反し、YKB が改善の見込みがないと判断した場合
- ④ お客様、又は、そのご家族様が、YKB、又は、職員の生命、身体、財産、若しくは、信用を傷つける恐れがあり、且つ YKB がこれを防止できないと判断した場合
- ⑤ 地震等の天災、その他止むを得ない事情によって継続的な運営が困難になった場合
- ⑥ 前各号の他、お客様、又は、そのご家族様と YKB との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、YKB が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合

(個人情報の使用等、及び、守秘義務)

第 13 条 YKB は、お客様の個人情報の利用目的等において、別途「個人情報使用同意書」に定め、お客様の同意のもと使用するものとします。

2 YKB は、サービスを提供する上で知り得たお客様に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさ

ないものとしします。又、YKBは、YKB、及び、職員に対して、同様の義務を負わせるものとしします。この守秘義務は職員退職後、及び、本契約終了後も同様としします。

(緊急時の対応)

第14条 YKBは、自費介護サービスの提供中に、お客様の身体の状態に著しい変化が見られた場合は、『緊急時連絡票』に記入されたご家族等に速やかに連絡しします。

(苦情処理)

第15条 お客様はYKB、及び、行政機関等に対して、いつでも苦情を申し立てることができるものとしします。

2 YKBは、前項に定める苦情受付手続きを重要事項説明書に定め、お客様からの苦情等を適切に解決するよう、努めるものとしします。

3 YKBは、お客様から、本条第1項に定める苦情申立に対し、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとしします。

4 YKBは、お客様が苦情申立等をおこなったことを理由として不利益な取り扱いをしないものとしします。

(損害賠償)

第16条 YKBは、YKBの責めに帰すべき事由によりお客様、又は、そのご家族様の生命、身体、財産、又は、名誉に損害を発生させた場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとしします。但し、お客様にも責めに帰すべき事由が存するときは、賠償額が減額されるものとしします。

2 YKBは、YKBの責めに帰すべからざる事由によりお客様に生じた損害については、損害賠償の責めを負わないものとしします。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、YKBは当然に損害賠償の責めを免れるものとしします。なお、以下はYKBが損害賠償の責めを免れる事由を限定列挙したものではありません。

- ① お客様、又は、そのご家族様が契約締結時にその疾患、及び、身体等の重要事項について故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことに起因してお客様、又は、そのご家族様に損害が発生した場合
- ② お客様、又は、そのご家族様がサービス提供のために必要な事項に関する聴取、及び、確認に対して、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことに起因してお客様、又は、そのご家族様に損害が発生した場合
- ③ お客様の身体上の素因による急激な体調の変化、その他YKBの提供したサービスを原因としない事由によりお客様に損害が発生した場合
- ④ お客様の金銭その他の財産が、YKBの責めに帰すべからざる事由により紛失した場合
- ⑤ YKBが、必要なサービス提供のために、お客様、又は、そのご家族様の所有物品を通常の使用法により使用したにもかかわらず、当該物品が耐用年数の超過その他の理由により破損した場合
- ⑥ 上記に準じる場合

(本契約に定めのない事項)

第 17 条 本契約に定めのない事項、及び、本契約における各条項に関する解釈については、お客様、ご家族様、YKB は相互に協議し、誠意をもって対応するものとします。

(合意管轄)

第 18 条 お客様と YKB は、本契約に関して止むを得ず訴訟となる場合には、YKB の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。



本契約を証する為、本書は2通作成し、お客様、及び、YKB 双方が記名、又は、署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

【記名、又は、署名捺印欄】

事業者	住所	神奈川県横浜市都筑区見花山1番30 見花山ビル3階		
	名称	YKB株式会社		
	代表者	代表取締役	吉田 武士	印

お客様 (契約者)	住所			
	氏名	印		
<input type="checkbox"/> 代理人 又は <input type="checkbox"/> 署名代行人 (該当する者の□にレ印をご記入ください。)	住所			
	氏名	お客様とのご関係 印 ( )		
ご家族様 等	住所			
	氏名	お客様とのご関係 印 ( )		

上記契約について同意します。

<input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保 佐 人 <input type="checkbox"/> 補 助 人 <input type="checkbox"/> 任意後見人 <input type="checkbox"/> 任意後見受任者	住所			
	氏名	印		

別 紙

自費介護サービス票

【料金プラン】

1時間プラン (1回 30分～)	1時間 3,250円 (税込 3,575円)
6時間プラン (1回 30分～)	1時間 2,900円 (税込 3,190円)
10時間プラン (1回 30分～)	1時間 2,750円 (税込 3,025円)

【割増】

午前 8時 00分～午後 6時 00分まで	通常料金
早朝 (午前 6時 00分～午前 8時 00分まで)	25%割増
夜間 (午後 6時 00分～午後 10時 00分まで)	25%割増
深夜 (午後 10時 00分～翌午前 6時 00分まで)	50%割増
年末年始 (12月 30日～1月 3日)	上記の他 25%割増

【キャンセル料】

前日の午後 6時まで	無料
上記以降	1,500円 / 1時間

【交通費】

横浜市都筑区・青葉区内	無料
上記以外の地域	実費請求

※サービス提供中に公共交通機関等を使用した場合は、別途ご請求させていただきます。

お客様の料金プラン

	円
--	---

お客様へのサービス提供内容

	月日	曜日	時間帯	内容	備考
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					

1 か月にお支払いいただく料金の合計

	円
--	---

※サービス提供中に公共交通機関等を使用した場合は、上記合計金額に追加させていただきます。